

受動喫煙の防止は、マナーからルールになりました

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎など

敷地内禁煙

※受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた屋外の場所に、特定屋外喫煙場所を設置することができます。

オフィス・事業所など

事業所、工場、ホテル、旅館、旅客運送事業船舶、鉄道などの施設

原則屋内禁煙

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置することができます。

飲食店

原則屋内禁煙

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室を設置することができます。

飲食店のみなさんは、以下の3つの要件を満たす場合 **経過措置**があります。

- 1 2020年4月1日時点で営業している店舗
- 2 資本金または出資金の総額が5000万円以下
- 3 客席面積が100㎡以下



<h4>屋内禁煙</h4> <p>禁煙 No Smoking</p>	<h4>喫煙専用室設置</h4> <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p>	<h4>加熱式たばこ専用喫煙室設置</h4> <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p>	<h4>店内で喫煙可</h4> <p>喫煙可能室 Smoking room</p>
--	---	--	---

■屋内禁煙以外を選択した場合に実施しなければならないこと

<h3>喫煙室の標識掲示</h3> <p>施設の出入り口、喫煙室の出入り口に標識の掲示が義務付けられています。</p>	<h3>喫煙室の技術的基準</h3> <ol style="list-style-type: none"> ① 出入り口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m/秒以上 ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されている ③ たばこの煙が屋外に排気されている 	<h3>標識例</h3> <p>様式は厚生労働省HPからダウンロード可</p> <p>例) 喫煙専用室を設置した場合</p> <p>喫煙室の出入り口に貼る標識</p> <p>施設の出入り口に貼る標識</p> <p>喫煙専用室であること、20歳未満立入禁止であることを記載</p> <p>喫煙専用室がある施設であることを記載</p>
<h3>20歳未満は立入禁止</h3> <p>従業員含め20歳未満の方は、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。</p>	<h3>従業員への受動喫煙対策</h3> <p>受動喫煙を望まない従業員が喫煙区域に立ち入る必要がないよう動線の工夫等について配慮が必要です。</p>	

○青森県受動喫煙防止条例が施行されました

この条例は、受動喫煙を防ぐために県民や事業者の皆さんが取り組むべきことを定め、**県民の皆さんの健康の保持増進につなげることを目的として**制定しました。県全体で力を合わせて、受動喫煙を防止しましょう。

基本理念

- ・ **受動喫煙による健康への影響**について理解を深めましょう。
- ・ 特に、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い**未成年者や妊産婦**に特別に配慮しましょう。

